

2024年1月

## CPD 認定基準の一部改正について（2024 年度から）

### －「その他の自己学習（x）」の上限値等の見直し－

農業農村工学会技術者継続教育機構

近年、品確法や建設業法の下で CPD が評価され、また日本技術士会では「技術士（CPD 認定）」の運用が始まるなど、CPD の活用が進んでいます。その一方で、コロナ禍の行動制限によって研修の形態が「集合対面型」より、インターネットを介した「自己学習型」が増加し、参加証明が得難い研鑽機会も増大しています。

農業農村工学会技術者継続教育機構では、このような自己学習型の研修実績を正に評価するため、2024 年 4 月より、業務運営細則に定める「別表 2 教育形態区分表」を一部改正し、自己学習【x】の分類の記号を【x1】と【x2】に区分するとともに、年間上限値を他の主要な CPD 運営体と同等の合計 30cpd（現在は 20cpd）とします。

なお、自己学習型の記録申請には、これまでどおり証拠書類の提出は不要です。

#### 【別表 2】教育形態区分表の該当部分（下線部分を改正）

（改正後）

形態	分類 I	分類 II	記号	cpd 単位	上限値	証拠提出
⑤ 自己学習型	「水土の知」による自己学習	「水土の知」の購読	<b>x1</b>	0.5H	10	－
	その他の自己学習	農業農村工学に関連する領域の図書・雑誌の読習、DVD の視聴、e-learning の受講、語学習得、展示会での情報収集等	<b>x2</b>	0.5H	<b>20</b>	－

（改正前）

⑤ 自己学習型	「水土の知」による自己学習	「水土の知」の購読	<b>x</b>	0.5H	10	－
	その他の自己学習	農業農村工学に関連する領域の図書・雑誌の読習、DVD の視聴、e-learning の受講、語学習得、展示会での情報収集等		0.5H	<b>10</b>	－